



報道機関 各位

記者発表資料  
令和4年9月27日（火）  
問い合わせ先：監査課  
課長：七里  
担当：横田、三戸  
電話：829-1791  
内線：4712

政務活動費に関する住民監査請求に係る監査結果を公表します

令和4年7月28日に提出された標記住民監査請求について、地方自治法第242条第5項の規定に基づき監査を行い、その監査結果を掲示場にて公表しましたのでお知らせします。

- 1 経過  
令和4年7月28日 住民監査請求の受付  
令和4年8月 4日 住民監査請求の受理決定  
令和4年8月26日 請求人及び関係職員の陳述の聴取  
令和4年9月22日 住民監査請求監査結果の決定

## 2 住民監査請求の要旨

令和3年度にさいたま市議会議員に交付された政務活動費について、政務活動費の用途運用指針に違反して使用されたものであるとして、さいたま市に返還するよう、市長が当該議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めるもの。

## 3 監査結果

総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

当該政務活動費について、違法又は不当な支出とはいえ、その結果、さいたま市長が当該議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、請求には理由がないものと判断する。

※ 監査結果の詳細については、さいたま市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.saitama.jp/006/007/010/001/002/006/p091908.html>